

要 請 書

2009年3月18日

厚生労働省 御中

東京都文京区小石川2-3-28
DIKマンション
自由法曹団
団 長 松 井 繁 明

記

自由法曹団は、全国1873人の弁護士で構成された法律家団体です。自由法曹団では、これまでも労働者派遣法の抜本改正を求める声明・活動、派遣切りを含めた不当な非正規切りに対する裁判闘争を含んだ活動、派遣切りにより住居を失った方々が生活保護行政の水際作戦により生活に困窮することを防止するために生活保護の申請同行など、労働・貧困問題に取り組んできました。

ところで、貴省は、本年3月末までに、派遣社員を含む非正規労働者15万7800人の首が切られると予想していますが、それにとどまらず、製造業への派遣・請負会社でつくる業界団体の調査では、3月末までに、製造業で働く派遣や請負労働者だけで約40万人が職を失うとされており、さらに路頭に迷い、生存の危機にさらされる人々があふれ、国民生活が破壊されようとしています。

この根本原因は、派遣労働の対象業務を緩和し続けた貴省による労働行政の誤りにあったことは今では明白ですが、この間のマスコミの報道や私たち自由法曹団員が日々相談を受けた事案からすると、大企業さえも最低限のルールを

定めた労働基準法や、使用者と労働者の労働契約を規律した労働契約法すら遵守しない労働法制無視の現実が、派遣切りなどの不当な解雇に拍車をかけていることは明らかです。

そこで、自由法曹団は、下記のとおり、これ以上、大企業や派遣会社などにより不当な派遣切りや不当解雇を許さず、生活に困窮する人々を生み出さないために、貴省が、企業に対し、労働法制を踏まえ労働者保護の観点に立った厳しい指導を行うことを要請します。

記

- 1 労働者派遣法 27 条を踏まえ、大企業を含んだ派遣先企業による不当な派遣切りを許すことなく、厳しく指導すること。
- 2 労働契約法 17 条 1 項を踏まえ、派遣先企業による派遣契約解除を理由とした派遣会社による不当な中途解雇を許すことなく、厳しく指導すること。
- 3 偽装請負や期間制限違反などの違法派遣について、派遣先企業が直接雇用するよう強く指導すること。
- 4 有期労働契約について、労働者は期間中の雇用と賃金を保障されているのであるから、不当な中途解雇を許すことなく、労働契約法 17 条 1 項を遵守するよう厳しく指導すること。
- 5 有期契約の更新が繰り返されている場合や有期契約更新の期待が生じている場合には、企業が期間満了を理由に雇い止めを行わないよう、厳しく指導すること。
- 6 偽装請負、派遣期間の制限違反、期間途中の解雇などの法律違反を犯した企業名を公表するなど、違法行為を是正させるための実効性のある措置をとること。
- 7 行政責任を自覚し、企業が経済不況を理由に、安易な解雇・雇い止めを行うことなく、国民生活を守るために労働者保護の観点に立って指導を行うこと。

以 上